

令和 7 年

第 3 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和7年 第3回 <u>定例</u> ・臨時委員会 議事録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	令和7年3月17日 午前 <u>後</u> 1時30分		佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室
閉会日時	令和7年3月17日 午前 <u>後</u> 4時46分		
延会日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 者		欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 香遠 正浩			瀧川 紀子
1番委員 加藤 雄一郎			岩崎 奈美
2番委員 瀧川 紀子			
3番委員 岩崎 奈美			
4番委員 後藤 まき子			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
教育次長補佐 兼社会教育課長 市橋 秀紀 教育次長補佐 兼教育総務課長 柳澤 正二 教育総務課 課長補佐 若林 昭宏 総務係主任 小林 唯美 学校教育課 課長 渡邊 一哉 管理主事 本間 智英 世界遺産推進課 課長 正治 敏 文化財室長 藤井 隆博 文化財保護係長 坂下 肇 埋蔵文化財係長 鹿取 渉 社会教育課 佐渡学センター 文化学芸係主任 川上 一貴 中央図書館 図書係長 伊藤 優美			
傍 聴 人	有・ <u>無</u>		
報告の 要旨	「議事の概要」のとおり		

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果		
なし		
会 議 に 付 議 し た 事 件 の 題 目		
議案第 8 号	佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第 9 号	佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第 10 号	佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について	
議案第 11 号	佐渡市畑野鳥越文庫条例施行規則等を廃止する規則の制定について	
議案第 12 号	佐渡市社会体育施設使用料減免要綱等を廃止する告示の制定について	
議案第 13 号	佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第 14 号	佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第 15 号	佐渡市スポーツ国際交流員就業規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第 16 号	佐渡市文化財の指定解除について	
議案第 17 号	佐渡市文化財の指定解除について	
議案第 18 号	佐渡市文化財の指定について	
議案第 19 号	学校歯科医の委嘱に係る専決処理について	
議案第 20 号	学校歯科医の担当校変更に係る専決処理について	
議案第 21 号	佐渡市教育委員会職員の人事異動について	
議案第 22 号	教職員の人事異動内申に係る専決処理について	
報告事項	1 学校情報について 2 佐渡市博物館協議会の進捗状況について 3 佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について 4 佐渡市立学校等遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金交付要綱の一部改正について 5 学校再編統合協議会の進捗状況について 6 教育振興基本計画のパブリックコメントに対する佐渡市の考え方について 7 その他	
次回会議開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有・ 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

香遠教育長	午後 1 時 30 分開会 ただ今から、令和 7 年第 3 回佐渡市教育委員会定例会を開催します。 はじめに、日程第 1「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は、佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、瀧川委員と岩崎委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願いします。
柳澤教育総務課長	日程第 2、議案第 8 号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。柳澤教育総務課長。 はい。議案第 8 号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」です。佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するという事で、8 ページ以降の新旧対照表で説明いたします。 12 月 10 日に開催された第 14 回佐渡市教育委員会臨時会でもお伝えしておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日から文化・スポーツの職務権限が市長部局へ移ることに伴い、現社会体育係、ジオパーク推進室、佐渡学センターの業務を市長部局へ移すことと、部活動の地域展開に関する係を社会教育課到新設し、スポーツ国際交流の事務を行います。 また、令和 7 年 4 月、赤泊中学校と南佐渡中学校との統合により、赤泊中学校が閉校し、併設されている赤泊学校給食センターの廃止のため関係例規の改正を行うものとされています。先ほども説明しましたが、社会教育課に部活動地域展開係を新設し、ジオパーク推進室及び佐渡学センターの組織を規則から削るものです。 8 ページ下の職の欄に室長、次のページのセンター長につきまして、その職がなくなったため削るものです。中段の表の旧にある赤泊学校給食センター、博物館、植物園が市長部局へ移るためこの規則から削るものです。 10 ページ以降ご覧いただきたいと思います。こちらは事務分掌になります。社会教育課に新たに部活動地域展開係の事務分掌が加わり、社会体育、ジオパーク推進室、次のページの佐渡学センターの部分が市長部局に移るため、これらの業務を削るものです。 11 ページの旧の欄にあります教育事務所につきましては、市長部局に移るスポーツの部分の職を削り、その他の関連業務の改正を行っているところであります。 本日お配りしている A 4 の横の「令和 7 年の行政組織について」という文書をご覧ください。12 月に若干触れさせていただいておりますが、ホームページとか 3 月の広報誌等で、令和 7 年度から行政組織が変わることをお伝えしているため、既にご覧になっているかもしれません。観光文化スポーツ部に文化スポーツ課ができ、博物館も含め文化スポーツ関連を担当します。その下に社会教育課にある部活動地域展開係が新設されるというものです。説明は以上です。

香遠教育長	ただ今の説明に対して、質疑等ありますか。
加藤委員	加藤委員 はい。お願いします。11 ページの下の方です。教育事務所のところで、(7) のところの社会教育施設という表現、言葉がありますが、まず次のページ。12 ページの (12) 所管区域のスポーツ施設ということで、社会教育施設とスポーツ施設と、多分、使い分けていると思うので、この違いを教えていただきたいと思います。
香遠教育長	あともう一つ、今度、旧の方ですが、同じ教育事務所のところに 11 ページの一番下 (9)、社会体育に係るというところの社会体育というところもある。12 ページの新しい部分の 10 番。このスポーツに係る企画実施ということで、社会体育がスポーツに変わっているの、これも何か意図があると思うのでそこを教えていただきたいと思います。
市橋社会教育課長	はい。 市橋課長。 地区教育事務所については、公民館とスポーツ施設の管理というところで、社会教育施設の管理については、公民館関係の施設というふうに考えておりますし、スポーツ施設については、社会体育施設については体育館とかそういった部分の管理ということで、2 つの社会教育と社会スポーツという部分があります。
加藤委員	また、次の左の方のスポーツ振興に関する。地域スポーツの振興、これ言葉がすみません。スポーツ振興についてはソフト的な意味合いがありまして、スポーツ振興とさせてもらってますし、社会体育施設については、体育の施設の事を社会体育施設という形で言っているところです。すみません、私質問が追いついてなくてあれなんです。以上です。
香遠教育長	社会体育施設とスポーツ施設と使い分けている。違うものですか。
加藤委員	11 ページの (7) の社会教育施設とは、主に公民館のことだと言いました。
香遠教育長	(12) のスポーツ施設は、体育館、学校の体育館も含めたスポーツ施設。
市橋社会教育課長	プールだとか、ヒルトップだとか、そういう感じですか。
香遠教育長	テニスコートとか、はい。
加藤委員	はい。そうです。
香遠教育長	2 つ目の質問にはちょっと正対していなかったですね。質問は、11 ページの旧の 9 番、社会体育とあります。次のページの新しい 10 番。
加藤委員	10 番ですね。
香遠教育長	ここでは、社会体育と言わずにスポーツに係る。
加藤委員	この (9) が新しい 10 番に多分、この通り移行して、そういう意味合いなんだろうなと思った時に、社会体育がスポーツに変わっているの。
香遠教育長	つまり今後は、社会体育という言葉を使わなくなったのかという質問ですね。
市橋社会教育	そうですね。はい。分かりました。体育の部分については、今度、観光部

課長	の社会体育係となります。社会教育課に残る公民館については競技用スポーツとか体育とかではないことから、その分け方で分けているのかなと。私、今確認してきますが。
加藤委員	昔、体育の日と言っていたのが、スポーツの日になりましたよね。そんなイメージ。国民体育大会が国民スポーツ大会かなんかになった。そういうニュアンスなのかな。
香遠教育長	それとも教育委員会から外に出たら、もう社会体育、社会という言葉を使わないようにするということなんではないかな。
市橋社会教育課長	確認してきてもよろしいですか。お時間、頂戴いたします。
香遠教育長	はい。暫時休憩します。 再開します。
市橋社会教育課長	今やはり確認しましたが、社会体育係と社会体育という言葉が今度なくなる。市長部局へ行ってなくなるということで、そこで社会体育という言葉全部スポーツに変えて、そうなんです、やはり行うものは地区教育事務所でやるものですから、スポーツという言葉に変えてということで、社会体育という言葉はなくなったということです。分かりにくくて申し訳ありません。
香遠教育長	中身自体は変わらない。
市橋社会教育課長	変わりません。はい。
加藤委員	その新の（10）のスポーツに係る企画及び実施に関することということは、これだけ読むとスポーツが移行したんだけど、それについても教育事務所でやっているといったイメージがなきにしもあらずなんです、かなりの部分は移行されるわけでしょう。
市橋社会教育課長	公民館主催の公民館長杯といった地域のレクリエーション的スポーツは、公民館の事業としては残ります。それ以外の地区教育事務所でやってた社会体育の部分は全て市長部局へ移管しますが、実施するのは今までどおり公民館です。社会体育という言葉スポーツという言葉に変えているということです。
加藤委員	はい。分かりました。ありがとうございました。
香遠教育長	他に質問はありますか。
委員全員	質問なし
香遠教育長	他にはなしと認めます。採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第8号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 次に、日程第3、議案第9号「佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

柳澤教育総務課長	柳澤教育総務課長 【説明要旨】 佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するというものです。これは、令和7年4月1日から文化スポーツの権限が市長部局に移管されることに伴い、佐渡市教育委員会教育長に対する事務委任規則、佐渡市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則、佐渡市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則、この3本の規則を一括で改正するものです。 この規則につきましては、令和7年4月1日から施行するものです。新旧対照表の17ページをご覧くださいと思います。新のところで第1条、6号のところでスポーツ推進委員を削っております。次に旧のところですが、11号、12号、13号につきまして、文化財の指定又は解除。文化財の保持団体の認定又は認定の解除。13号の保存技術の選定並びに選定の解除というところで、スポーツ文化に関する事務委任部分を削ったものです。 続いて18ページです。補助執行に関する規則の一部の改正で、こちらにつきましては、文化財の保護に関することを補助執行していましたが、権限が市長部局へ移ることによって、この項目を削るものです。第3条のところで、事務の決裁というところですが、この移行に合わせまして事務決裁規定の一部を直したものです。 続いて19ページです。こちら押印の特例に関する規則の改正ですが、こちらにつきましては、市長部局へ移管される金井西部コミセンの申請と奉行所、博物館、歴史民俗資料館の申請等の書式の押印廃止の部分について権限が市長部局に移ることによって、この項目を削除したものです。説明は以上となります。
香遠教育長	ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。 私からお願いします。本日、この後も世界遺産推進課の職員が来て、説明をさせていただきますが、これまでも必要に応じて、文化財に関して説明に来られましたが、今ほどの説明の中にある削除されるというのに該当するのですが、今後はこういった説明に来ないということなんですか。
柳澤教育総務課長	柳澤課長 はい。来ませんが、教育長が審議会委員になっているので、その辺で情報は入ると思いますが、必要に応じて、来て説明してほしいと、ただ説明には来ませんが、市長がおっしゃってたように月1回、スポーツ、文化スポーツ。スポーツだけなのかはつきりしませんが、その点でこういうことがあれば報告という部分での場面はあってもいいかなとは思っております。
香遠教育長	総合教育会議の時に市長が、移行後も当面の間、教育委員会の定例会で進捗状況を説明するようにするという話を話していましたね。ですので、移行後もしばらくの間、こちらの定例会で報告をしていただきたいと思います。皆様いかがでしょうか。 加藤委員

加藤委員	私も同感です。今までしていた仕事がなくなったので、規則がそこから削除される。当然だと思います。なくなったので。なくなった先が、どうやって動いているのかというのが、多分、新しくすれば市長部局のどこかの担当のところに入っているとは思いますが、ただその動き始めて、どんなふうになっているかというのは、月1回なり、2か月か分かりませんが、報告の中で私たちも確認しながら、お互いが以前やっていた人達と、今新しくやる人達と情報共有できるからいいかな。全員が参加する必要はないですが、そういう場がやはり必要ではないかと思います。
香遠教育長	瀧川委員
瀧川委員	はい。私も、この8号の説明の時の行政組織についてこの表をもらった時に、新しく文化スポーツ課というところで、今まで社会教育課でしていたところを文化スポーツ課で、観光、文化、スポーツの中から3つに分かれての1つになっていると思います。ここがやはり、博物館関係だったり、ジオパークだったりとか、今まで社会教育課で、学校の教育のところで、いろいろ連携していた部分が、残すべきものは残しているか、ちゃんとお話いただいていますので、どういうふうにそれが繋がっているのかを、すり合わせが必要だと思います。月に1回か、2か月に1回か分からないですが、定期的にある程度、報告はいただきたいと思います。
香遠教育長	その他、いかがでしょうか。
委員全員	質疑なし
香遠教育長	他に質疑はなしと認めます。今ほどの要望、私からの要望ということを加味しまして、本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第9号「佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。
	次に、日程第4、議案第10号「佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
	柳澤教育総務課長
柳澤教育総務課長	はい。議案第10号「佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」です。こちらにつきましては、関係規程の整理に関する訓令の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するものです。この訓令は令和7年4月1日から施行するものです。
	議案第10号の部分では佐渡市教育委員の事務決裁規程と佐渡市教育委員公印規程の2本の改正です。
	それでは、新旧対照表で説明いたします。26ページをご覧ください。まず初めに事務決裁規程の一部改正です。こちらでも繰り返しになりますが、文化スポーツが移行することによって、その関係する室長、センター長という部分の職がなくなるため削るものです。併せて事務決裁規程の文化スポーツに

香遠教育長	関するところの決裁責任者がいなくなることで、その項目を削ったものです。 次の 30 ページご覧いただきたいと思います。公印規程の一部改正です。こちらにつきましては、文化の部分が市長部局の権限になることによりまして、世界遺産推進課長の欄を削るものです。簡単ですが、説明は以上となります。 ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。
加藤委員	加藤委員 はい。この場で質問すると、まだ早いのかもしれないですが、26 ページからの決裁責任者のところに、教育次長さんが入っていて、教育次長さんはそのまま、そのままというか役の人は来るのでしょうか。
香遠教育長	柳澤教育総務課長
柳澤教育総務課長	その関係につきましては、議案第 21 号のところで、ご説明をさせていただきたいと思います。
加藤委員	はい。
香遠教育長	その他、質問等ありますか。他には質疑なしと認めます。採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 10 号「佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり可決されました。 次に、日程第 5、議案第 11 号「佐渡市畑野鳥越文庫条例施行規則等を廃止する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
柳澤教育総務課長	柳澤教育総務課長 はい。議案第 11 号、「佐渡市畑野鳥越文庫条例施行規則等を廃止する規則の制定について」です。佐渡市畑野鳥越文庫条例施行規則等を廃止する規則を別紙のとおり制定するものです。 規則の廃止につきましては、佐渡市畑野鳥越文庫条例施行規則から 14 番目の佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則、この 14 本の規則を一括で廃止するものです。理由につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、文化スポーツの権限が市長部局に行ったことに伴い関係規則を廃止するものです。廃止した規則につきましては、市長部局の方で新たに規則を新規で設定し、条例の施行規則を新たに施行されるようになります。説明は以上となります。
香遠教育長	この 33 ページ以降については、説明しないのですね。
柳澤教育総務課長	33 ページ以降の説明は、本説明をもって代えさせていただきます。
香遠教育長	全部で 14 の規則の廃止についての説明がありましたが、質疑等ありますか。
委員全員	質疑なし
香遠教育長	はい。質疑なしと認めます。採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし

香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 11 号「佐渡市畑野鳥越文庫条例施行規則等を廃止する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 次に、日程第 6、議案第 12 号「佐渡市社会体育施設使用料減免要綱等を廃止する告示の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 柳澤教育総務課長
柳澤教育総務課長	はい。議案第 12 号「佐渡市社会体育施設使用料減免要綱等を廃止する告示の制定について」です。36 ページから 37 ページの佐渡市社会体育施設使用料減免要綱等を廃止する告示を別紙のとおり制定するということです。この告示につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。第 1 条から第 11 条まであります。第 1 条の佐渡市社会体育施設使用料減免要綱から最後の佐渡市博物館マスコットキャラクターイラスト利用取扱要綱までの 11 の規則を令和 7 年 4 月 1 日で廃止するものです。これも市長部局に文化スポーツの権限が移管されることに伴い、教育委員会告示を廃止し、新たな要綱につきましては、市長部局の方で制定されるものです。説明は以上となります。
香遠教育長	質疑等がありますか。
香遠教育長	加藤委員
加藤委員	はい。今ほどのいろいろな要綱等の等のところにはいっぱい入っているというのは、先ほどの鳥越もそうですが、規則、施行規則等のところに何種類も入っていて、それが市長部局に移行されるので、そちらの方に今度、新たに、新しく係がいて、規則がちゃんとあり、それに従うということだと思いますが、新しい組織になって、たくさんある、しかもいろいろな種類のものがあるので、それぞれどこへ行くのか、おそらく、整理も今していると思うので、上手くいくようによろしくお願ひしたいと思います。
香遠教育長	他に質疑等がありますか。
委員全員	質疑なし
香遠教育長	他にはなしと認めます。採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 12 号「佐渡市社会体育施設使用料減免要綱等を廃止する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。 次に、日程第 7、議案第 13 号「佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 柳澤教育総務課長。
柳澤教育総務課長	はい。議案第 13 号「佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」です。佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものです。39 ページをご覧ください。こちらにつきましては、相川地区の小学校 3 校と新穂地区の小学校 2 校を、令和 8 年 4 月 1 日から各 1 校に統合するにあたり学校設置条例を一部改正したことに伴い規則を改正するものです。 最初ですが、相川、七浦、金泉を相川小学校それぞれの学校を一つにまと

香遠教育長 委員全員 香遠教育長	めたものです。次に新穂小学校、行谷小学校の学区につきまして、新穂小学校の合併前の新穂村全域に改めるものです。この規則につきましては、令和8年4月1日から施行するものです。説明は以上です。 ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。 質疑なし 質疑なしと認めます。採決します。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
委員全員 香遠教育長	異議なし 異議なしと認めます。よって、議案第13号「佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 次に、日程第8、議案第14号「佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 渡邊学校教育課長
渡邊学校教育課長	はい。お手元の資料41ページ目から45ページ目がこちらの該当する部分です。外国語指導助手、いわゆるALTの処遇に関してですが、国の方から年間報酬額の見直しの指示がありました。 ALTについては5年間、自治体の方で活動できるのですが、報酬等が定められております。国から提示した額をお支払いするという形になっております。43ページの新旧対照表を見ていただくと一番分かりやすいかと思います。こちらの方に改めたものを書いてあります。 1年目というものについては、これまで月額28万円の支給というものでした。こちらは国の方で、民間の平均給与、そして地方公務員の給与を勘案したところ、もう少し上げるべきだということがありまして28万円が、こちらに書いてあります33万5,000円になるということです。 これが5年目になりますと、33万円から36万円まで上がるということです。こちらALTについては、月額給与しか支給されておられません。いわゆるボーナスというものがありませんので、こちらの方で年間約402万円お支払いして、佐渡市で活動いただいているという状況になっています。 こちらに関しては、佐渡市の方にはALT、社会教育課の方にはこの後出ますが、スポーツ国際交流員SEA、それと民間の市長部局の方ですが、国際交流員CIRというのがあります。これが全て同じような指示がきておりまして、この後、そちらの方も揃えるというような内容になっております。 また、一部福利厚生の部分で、今のALTで配偶者とかお子さんがいらっしゃる方はいないのですが、福利厚生の向上というところで、子の保育時間の休暇を、1日60分、30分から60分まで増やす。短期介護休暇を年間5日から7日まで増やすというようなルール。それと子の看護休暇もですが5日を7日に増やすと。こういった形の福利厚生の面での完全にもう変えてるところです。 また、骨髄移植という部分も特別休暇として認められているのですが、こ

	れの方については 44 ページの方に書いてあります (17) のところで、参加者がというような書き方をしており、具体的な部分が曖昧だということです。誰が参加するのかが分からないので、外国語指導助手が骨髄移植のためにというような形に改めるという内容になっているところです。以上が今回の内容です。よろしくお願いいたします。
香遠教育長	ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。
岩崎委員	岩崎委員 はい。すみません。ALT の方々は外国から来られているので、例えば住まいとか住居手当とか、あと交通費などはなしですか。それともありますか。
香遠教育長	渡邊課長
渡邊学校教育課長	はい。基本的には個人で民間不動産を借上げし、入居いただくというのがルールになっています。このいただく給与の中で全部やってくださいというのがルールになっています。 ただ、佐渡市にあります教員住宅に入居するということも状況によってはあるのですが、そこについては市の職員と同様に上限 2 万 7,000 円の住居手当を支給しているところですし、通勤にかかるところもキロ 25 円というような形で市の職員に準じたような形で支給をしています。
岩崎委員	はい。ありがとうございます。
香遠教育長	後藤委員
後藤委員	教えてください。S E A の方も 5 年間、勤めることができますか。以前、伺ったかもしれないですが。
渡邊学校教育課長	国の J E T プログラムというプログラムにのって、日本に、全国的に来ているのですが、一応 5 年というルールであるというのは聞いています。
後藤委員	はい。ありがとうございます。
香遠教育長	他にありますか。
委員全員	質疑なし
香遠教育長	では、質疑なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 14 号「佐渡市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 次に、日程第 9、議案第 15 号「佐渡市スポーツ国際交流員就業規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
市橋社会教育課長	市橋社会教育課長 はい。「佐渡市スポーツ国際交流員就業規則の一部を改正する規則の制定について」ということで、社会教育課にあります S E A の関係になります。中身については、今、学校教育課長が説明していただいたとおり、同じ形で給料とか、福利厚生的なものが変わってくるということです。説明は以上です。
香遠教育長	内容は全く同じということですね。

市橋社会教育 課長	同じです。
香遠教育長	はい。質疑等がありますか。
岩崎委員	岩崎委員 すみません。例えばですが、学校以外の土日などに、部活動やクラブ活動の指導で個人的に出向くという場合は、さきほど言われた交通手当などは出るのでしょうか。
香遠教育長	市橋課長
市橋社会教育 課長	はい。あの公の我々の事業として動くのであれば手当は出ますが、個人的にたくさん、いろいろと動いていますので、その分については個人的な活動として考えています。
岩崎委員	はい。
香遠教育長	他にありますか。
委員全員	質疑なし
香遠教育長	他にはなしと認めます。採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 15 号「佐渡市スポーツ国際交流員就業規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。
	次に、日程第 10、議案第 16 号「佐渡市文化財の指定解除」から日程第 16、議案第 22 号及び、日程第 17、報告事項の 1 から 2 までは、「人事及び個人情報に関する内容、並びに公表前の内容が含まれていること」から、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員全員	全員挙手
香遠教育長	全員一致であります。よって、「議案第 16 号」から「議案第 22 号」まで、及び「報告事項の 1 から 2」までを、秘密会とすることといたします。
	【秘密会】
	・ 議案第 16 号「佐渡市文化財の指定解除について」 正治世界遺産推進課長が説明し、原案どおり可決された。 ・ 議案第 17 号「佐渡市文化財の指定解除について」 正治世界遺産推進課長が説明し、原案どおり可決された。 ・ 議案第 18 号「佐渡市文化財の指定について」 正治世界遺産推進課長が説明し、原案どおり可決された。 ・ 議案第 19 号「学校歯科医の委嘱に係る専決処理について」 渡邊学校教育課長が説明し、原案どおり承認された。 ・ 議案第 20 号「学校歯科医の担当校変更に係る専決処理について」 渡邊学校教育課長が説明し、原案どおり承認された。 ・ 議案第 21 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」

香遠教育長	柳澤教育総務課長が説明し、原案どおり可決された。 ・ 議案第 22 号「教職員の人事異動内申に係る専決処理について」 本間管理主事が説明し、原案どおり承認された。 ・ 報告事項 1 「学校情報について」 本間管理主事が説明する。 ・ 報告事項 2 「佐渡市博物館協議会の進捗状況について」 市橋社会教育課長及び川上文化学芸係主任が説明する。 報告事項 3 「佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について」事務局の説明を求めます。
伊藤中央図書館図書係長	伊藤係長 はい。佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得について、今回 2,000 万円以上の備品の取得がありましたので議会の方に上程させていただきました。それについて報告いたします。 内容といたしましては、この度、令和 7 年度中に佐和田図書館がリニューアルオープンいたします。それに関連する本棚ですとか、学習机、そういったテーブル類の購入について指名競争入札を行いました。 令和 7 年 2 月 20 日に指名競争入札を行いましたところ落札者が決まりましたので、そちらを報告いたします。落札者、契約の相手方につきましては、有限会社中川商会です。そして契約の金額が 47,916,000 円です。 今回の 2 月定例会に 3 月 10 日付で議案として上程いたしました。
香遠教育長	以上、報告いたします。 ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。
市橋社会教育課長	市橋課長 はい。今回の備品については、新年度も備品の購入がありますが、今回の備品に関しては、工事にかかる据付けのテーブルとか、書籍と本棚とか工期に時間のかかるものを、今回入札にかけさせていただきました。 令和 7 年度予算では、作ってすぐ置けるものというところで、実はそれについては佐渡の木を使いたいということで、佐渡の木の材料費については、環境贈与税という農林水産課の国の交付金、贈与税、お金がくるので、それで材料を買って、そして東京・・・
伊藤中央図書館図書係長 市橋社会教育課長	芝浦工業大学 芝浦工大。ごめんなさい。佐渡市が今、芝浦工大と連携していて、今、相川のセンターあたりも芝浦工大さんが、本を読む場所みたいなのを作っていただいているのですが、芝浦の方にその椅子等を作っていただく。向こうでもセットして佐渡で組み立てるという形で作っていきたいということもありますし、佐渡の企業でも椅子が作れるとがありますので、そちらの方と連携しながら作るということで、この工場製品があつたりとか、プラス現場で据付ける工事に関係するっていうものをここに載させていただきました。以上です。

香遠教育長	いかがでしょうか。
瀧川委員	瀧川委員 はい。入札が決定して、今度いよいよ進むという形で、特に子育て世代は、雨が降っていると行くところもなかなかないですし、あと佐高生は、学習する場所や待ち合わせ場所が、本当になくて、完成を楽しみに待っています。これで一步進むんだということでありがたいと思います。このいろいろな備品、用具の購入を見ると、建物の中にはありますが、前に岩崎委員も言われてましたが、外からのアピールではないですが、看板みたいな、ここに子育てルームや図書館があることが、どうしても外から見て伝わらないと思うんですね。行政サービスセンターのイメージが大きすぎて、だからそういった提示できるものを後付けですが必要なかなと思います。よろしくお願いします。
市橋社会教育課長	ありがとうございます。
伊藤中央図書館図書係長	ありがとうございます。はい。外から分かるようにというところで、またそちらも、関係部署とも相談しながら進めていきたいと、検討していきたいと思います。
香遠教育長	他、いかがでしょうか。
加藤委員	加藤委員
伊藤中央図書館図書係長	前にも聞いたかもしれませんが。いつ開館予定ですか。
加藤委員	はい。開館の予定ですが、令和8年の1月から3月にかけて開館の予定であります。
市橋社会教育課長	楽しみです。
伊藤中央図書館図書係長	どちらかという、引っ越しの関係もあって3月末頃になるのではないかと思います。
市橋社会教育課長	そうですね。はい。
伊藤中央図書館図書係長	年明けすぐは無理ではないかと思います。
市橋社会教育課長	工事自体は、令和7年の12月の完成を予定しております。それから引っ越しにおそらく1か月程度はかかるのではないかと思います。
伊藤中央図書館図書係長	今のところ、そのような算段であります。
香遠教育長	他にありますか。
委員全員	質疑なし
香遠教育長	他には質疑はなしと認めます。これで図書館終わります。伊藤係長ありがとうございました。
香遠教育長	次に、報告事項4「佐渡市立学校等遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金交付要綱の一部改正について」事務局の説明を求めます。柳澤課長。
柳澤教育総務課長	はい。それでは「佐渡市立学校等遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金交付要綱の一部改正」です。資料8から13ページにかけてです。

柳澤教育総務課長	この補助金交付改正につきましては、現在バスで通学している児童生徒の居住地から最寄りのバス停まで、片道が 1.5 キロメートル以上離れている児童生徒には、片道月 500 円を補助金として交付していますが、スクールバス利用の児童生徒にはこの規定がありませんでした。この法律の観点からも基準を統一させていただきたいというものです。 資料の 11 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。ここで第 4 条、2 項で片道の距離が 1.5 キロメートル以上の児童等の保護者に対し、別表に定めるところにより補助金を交付するということで、12 ページの 3 のところで、スクールバスに乗車している場合であって、児童等の居住地から最寄りのスクールバス乗車場所までの距離が 1.5 km 以上ある場合、月 500 円というところでの補助金交付要綱を追加するものです。説明については以上です。
香遠教育長	ただ今の説明に対して、質疑等ありますか。この改正によって該当する家庭はどれぐらいありますか。
柳澤教育総務課長	柳澤課長 詳細があれですが。
香遠教育長	いや、詳細はいいです。
柳澤教育総務課長	10 世帯もなかったかと思います。通常スクールバスなので、近場まで行くところが大半かと思いますが、道路の狭さだったり、地理的要件でそこまで行けないところもあるものですから、そういうご家庭に対しての公平性を欠くということで今回、改正するものです。
香遠教育長	他に質疑等がありますか。
岩崎委員	岩崎委員 今のこの説明書きっていうか、スクールバスに乗車してて、自宅からの乗車場所までのということですよ。そこは路線バスが走っても、走ってなくてもということですよ。
柳澤教育総務課長	そうです。
岩崎委員	なるほど。
柳澤教育総務課長	スクールバスを利用してるお子さんの家から、最寄りと言いますか、スクールバスを乗り降りする場所まで 1.5km 以上離れてるご家庭に対して、今回補助金を新たに交付するというものです。
岩崎委員	はい。ありがとうございます。
香遠教育長	他にはいかがですか。
委員全員	質疑なし
香遠教育長	他にはなしと認めます。では、次進みます。
	報告事項 5 「学校再編統合協議会の進捗状況について」事務局の説明を求めます。
	柳澤課長

柳澤教育総務課長	はい。「学校再編統合協議会の状況」です。 まず初めに、相川小、七浦小、金泉小学校の状況報告です。 校歌、校章の選定状況ですが、選考委員会を設置して、今現在、選考中です。 その他、令和7年度交流計画等ですが、児童につきましては、各学期1回程度、相川小学校において学年別交流会を行う予定となっています。また、体操着のデザインにつきましては決定済みということで、配色について児童の投票で決定する方針ということになっています。PTAにつきましては、新しい規約を準備会で確認済みで、来年度初めのPTA総会で承認予定となっております。 次、新穂小学校、行谷小学校の状況ですが、こちらも校歌・校章については選定委員会を設置して、今現在、選考中です。 令和7年度の交流計画等ですが、児童については、来年度学年別合同遠足の実施を計画しているところです。PTAにつきましては、新しい規約を各校PTA総会で確認と。来年度の学年PTA行事については合同で開催することとなっているようです。 次、河崎小学校と両津小学校です。各校の再編統合協議会を2回ずつ開催しています。各協議会とも保護者アンケートを実施し、その結果を基に協議を行っています。各協議会においても統合自体には賛成ですが、統合によって学校が地域からなくなった際に地域活力がなくなることに対する不安についての意見が多かったようです。 また、河崎、両津においても意見として、今回2校の統合を行ったとしても今後児童数の減少があるのではないかと。令和13年度以降、複式学級の可能性もある。今後また再度の統合が必要になるという部分も予想されるところがありまして、統合してまた、さらに統合というところになりますと児童の環境変化の精神的ストレスも大きいことも予想されるというような意見もありました。 そこで、両津地区の両津、河崎、加茂、両津吉井の4校による統合とする方向で、教育委員会に今現在の再編統合計画の計画変更について要望するというものもあるのではないかとというような意見が今現在でしております。 最後、河原田小学校と八幡小学校です。河原田小学校につきましては1回、八幡小学校協議会につきましては3回開催しています。 河原田小学校につきましては、統合には賛成です。子どものことを第一に考えて、話しを進めていきたいということです。河原田小学校はやはり受け入れ側というような意識があるので、一緒に統合を進めませんかというようなスタンスのように感じました。 八幡小学校の再編統合協議会ですが、保護者世代を中心に統合に賛成または理解をいただいておりますが、やはり八幡につきましては地域と一体で特色ある取組を進めていることから、取組が薄れるのではないかとというふうに不安を感じている保護者の方もいらっしゃいました。
-----------------	--

香遠教育長	また、河原田小学校は海に近いので津波発生時の危険性について懸念をい だしている保護者がいました。 また、その保護者の要望によりまして、統合計画の内容やスケジュール等 についてやはり知らないというような保護者も未だにいるというようなところ から、今月の 20 日と 29 日にそれぞれ再度、保護者説明会をする予定とな っています。中間状況報告については以上です。 ただ今の説明に対して、質疑等がありますか。
加藤委員	加藤委員 学校統合も、なかなか大変な作業だと思います。先ほど、両津地区の河崎 小、両津小でその後のことも考えて、加茂小、両津吉井小という意見もでて いると。それと同じように佐和田地区の河原田小と八幡小で今、協議会組ん でいますが、この間、二宮小の話もあって、お互い来るのだったらいいけど 一緒になるんだったらなかなかあっていうのもあるというのもあるんで、その 辺もどんなものかな。私からこれをこうしなさい、こうの方がいいよとい う意見はないですが、その河原田小、八幡小で河原田小学校再編統合協議会 として動いてるが、二宮小も入った方がいいのではないかみたいなのは特に はない。
香遠教育長 柳澤教育総務 課長	柳澤課長 二宮小が入った方が良くはないかと言うより、八幡が元々佐和田は 1 校でいいのではないかみたい。昔から我々はそういう主張をしているとい うようなところがやはりあります。 先ほども説明しましたが、河原田だと津波が起きた時に心配だ。であるな らば学区は決められていますが、特例ではないですが、例えば、八幡、河原 田統合が決まっても、私たちは二宮に行きたいという、もし意見があれば、 それを認めてもらえるようなことはできないかというような意見もありまし た。
香遠教育長 加藤委員 香遠教育長 岩崎委員	今現在、学区制を引いている以上それは難しいという。それを今後、実際、 河原田、八幡が統合となった時にそういう特例的なものも認めていく、いか ないというのは、また教育委員会事務局で案を揉んでから教育委員会に図ら なければいけないのかなと考えております。 私も今の計画のスタイルが新しい校舎を建てないというところからでやっ ていますので、新しい校舎を建ててみんな来てくださいと、ひょっとしたら 賛成。じゃあ、そこにというのも、ひょっとしたらあるのかもしれませんが、 そうは言ってもやはり、それぞれの学校の思いもあるので、なかなか難しい 部分もあるのかなと考えています。 いいですか。 はい。 岩崎委員 すみません。あの今、柳澤課長の説明にもありましたが、私も、河原田小 学校がやはり津波の時どうするのかというの、同じようなことを思っ

香遠教育長 柳澤教育総務課長 岩崎委員 柳澤教育総務課長	まして、例えば、津波が発生した時に河原田小学校ってどういった避難を取られるのですか。 柳澤課長 はい。津波のハザードマップ上は、机上ですが、河原田小学校まで津波は来ないと考えられています。 来ないですかね。 来ないというような高さになっていますので、時間がなければ垂直避難が基本になってくるのかなと思います。あと確か、河原田小学校、時間があれば佐高まで逃げるといような。確かそうだったと思いますが。いずれにしても高台、高い所にとというのが基本になるといいますので、おそらく佐高に行く時間的余裕がなければ、垂直避難になるといわれます。
岩崎委員	あの津波の想定がそこまで行ってないです。想定外というところもありますが、必ずしも垂直避難すれば安全という所は我々からは、必ず安全ということとは言えませんが。津波の想定はそこまで来ないというところに今なっています。
柳澤教育総務課長	津波が来ないという想定だとは思いますが、実際、東日本大震災でも、小学生がそれで被害を受けて、もうほぼ、その小学校、ほとんどの子どもが亡くなったということもあるので、そこはちゃんと専門家の方にも、もし、統合ってということだという話しでしたら、それもやはり、一部の意見かもしれないですが、慎重に考えた方がいいかなというふうに思います。
香遠教育長 瀧川委員	ありがとうございます。 瀧川委員
柳澤教育総務課長	私もこのやはり垂直避難、よく聞いているんですよ。佐和田は特に行政サービスセンターも小学校も同じような状態であるので、意識的には行政サービスの方が高く感じるのですが、ほぼ立ち位置一緒で、佐高まで上がる時間がない場合、結局みんなが車で行くから、アミューズメントの時も、とにかく車で渋滞になってしまうので、車での移動を考えると、どこに避難するかというのを佐高に行ける余裕があったらそう。そうじゃない限りはどっちが高いか。真野でいったら小学校より中学校の方が高いから中学校というふうに。統合されるのであればそういった防災面も本当、消防士の方や防災士の方に説明してもらおうとか、この不安を解決しないと今ある建物でやると言った時には、その辺も明確にした方がいいと思って聞いております。
瀧川委員	それぞれ学校ごとに避難、こういう場合はこう逃げるという計画というのですか、立てていますので、それに基づいてということにはなろうかと思いますが、そうは言っても津波とかで垂直避難となつたとしてもそれで本当に大丈夫なのという部分は、我々だと大丈夫ですといういような。
	変な話、行政サービスセンターの建物の基準として小学校よりも強いのか、その辺あまり立ち位置的にそう変わらない所にあるので時間がある時、時間がない時の避難の仕方というのは、やはり明確にした方がいいかと思って聞

後藤委員	きました。
香遠教育長	はい。いいですか。
後藤委員	後藤委員 ハザードマップは専門的な方の意見を取り入れて作ったものではないのでしょうか。
柳澤教育総務課長	はい。あの県の津波の想定の最新データに基づいて改正されているはずなので。
後藤委員	私も河原田地区で勤務していた時に、そんなに高い津波は来ないだろうと聞いていたものですから、それを信じて津波の時の避難として小学校屋上への垂直避難もあるのかなと考えていました。ハザードマップは、専門家の方が作成したものと思っていたのでそれを参考にさせていただいていました。
柳澤教育総務課長	我々としても今現在、頼れるハザードマップの津波想定が基本になってくるのかなと思うので、繰り返しになりますが、そこまで高い津波は来ないというところになっているとしか、現時点では申し上げられません。
香遠教育長	はい。加藤委員
加藤委員	余談というか、個人的な意見です。ハザードマップはもちろん専門家が作っていますが、震源はどこでこれカウントしてるのかなって、いつもあれ見ると思っています。
瀧川委員	まあ、そうですね。
加藤委員	県北と山形の境で地震が起きれば、津波が起きた場合に両津湾はダーッと来て大変なことになります。逆に富山とか能登半島の辺りからだとちょっと真野湾も引かかるかな。ちょっと危険になるかなという感じで。どこが震源かによって全部津波の高さってみんな違うと思いますが、ああやってバシッと出て、統計で多分、可能性で多分きてるのかなって、素人ながら考えていますが、私はどう見たっておかしいよなって思っていますが、でも判断材料の1つとしてハザードマップは、それなりの専門家のデータなのでとして見るしかないかな。はい。すみません。余談でした。
香遠教育長	ありがとうございました。では、この辺にします。
	次に、報告事項6「教育振興基本計画のパブリックコメントに対する佐渡市の考え方について」事務局の説明を求めます。柳澤課長。
柳澤教育総務課長	はい。先月の基本計画について、今整理させていただいたところですが、パブリックコメントが電子で来ていたのを見たつもりでしたが、見落としがありました。今回2人の方から、意見番号4、5というところで意見がきていました。それに対して佐渡市の考え方を、今回右側に載せたものです。
	意見に対して計画を変えるというところはありませんが、こういう意見に対して佐渡市の考え方というところで、また、ホームページ等々でお返ししたいと考えています。詳細の説明は、若林の方からしますのでよろしくお願いします。
香遠教育長	若林課長補佐

若林教育総務 課長補佐	はい。見落としており申し訳ありませんでした。 意見番号4と5。お二人の方から、計10のご意見がありました。 4の方ですが、質問の中に学校現場ではという文言がちらほら見られますので、現職の先生の方かなというふうに推測するところです。 1番、学力等に関する各種調査ですが、現場では調査に時間が取られて教員の多忙化に繋がっていると。調査を減らす、もしくは、何の調査か、するか、しないかの判断を現場の方に委ねてはいかがかということであります。 回答としましては、各校での授業改善ですとか、佐渡市としての教育施策の改善のために、それぞれの調査は重要であるというところ、教員の負担軽減につながる方策については別途、検討していく必要があるというところで回答をしたいと思います。 2番です。ICT、一人一台端末ですが、あの効果的、学校現場ではICTの使用が強要されているような印象を受けておると。また欧州ではICT環境が、学力低下を招いているとして、紙に回帰しているというような動きもあるので、ICTがもたらす負の側面にも、もう少し目を向けたらいかがかということなんです。 回答ですが、児童生徒が自らの学びを自己調整していくことが求められておりまして、ICTを活用することでより効果的な学習が行われるという回答です。 かいつまんでいきますと4番です。「キャリアパスポート」がほぼ形骸化しているのではないかというような意見もありました。キャリアパスポート、児童生徒が自ら学びや経験を振り返って、将来に向けたキャリアですとか、主体的に考えるための重要なツールとして導入されているものということなので、キャリアパスポートの活用が形骸化されないように、教職員を対象とした研修会の実施やキャリア教育事業の充実を図って参るというところの回答です。 その次ですが5番、ALTやSEAの活用が国際理解教育の充実と考えているのでしょうかというところ。ALTやSEAのみだけでなく、SDGsの視点をもったアクションまで試みる探究活動や世界の現状や自身とのつながりを知る学習等の充実をもっと本腰を入れていかねばならないのではないかと思います。 回答としましては、ALTやSEA、外国人の方との交流は、児童生徒が異なる文化や価値観に直接触れる貴重な機会と考えおり、国際理解教育の充実につながると考えております。 SDGsにつきましては、全ての施策に関係しておりまして、学校の教育活動や指導内容にも深く関わっています。各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の中でもSDGsの視点も取り入れながら、資質や能力を育成していくことが大切だと回答したいと思います。 7番、8番は評価のことです。 タブレットやICT機器を「ほぼ毎日」ですとか「週3回以上」の回答の
------------------------	---

香遠教育長 渡邊学校教育 課長	割合ということが、使うこと自体が目的化されているように危惧しておるところです。 その回答としましては、1人1台端末、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるツールの1つだということで、児童生徒が自らの学びを自己調整していけるようにするには、ある程度の活用頻度の高さが必要であると。児童生徒が日常的な学習用具として活用できているかを評価することが当該項目の指標として設定している理由です。 では意見番号5番の方です。この方も教育現場にいらっしゃる方かと思いますが、同じように1人1台端末の利点の最大限活用をしていくために、特別教室のWi-Fi設置ですとか、教職員への端末支給をお願いするということなんです。 回答としましては、特別教室のWi-Fi設置を順次、進めていくように段取りといいますか、計画をしておるところです。教職員の端末についても、全員に支給していけるように、入替えの際には行っていきたいということなんです。 2番です。安全かつ教育効果を高める施設や設備の整備のために県と連携して予算確保をお願いしますというところで、これは最初の意見番号1と似たような意見ですが、児童生徒が安全安心でかつ快適に学校生活が送れるように、関係機関と連携して学校環境整備に努めてまいりますと答えたいと思います。以上です。 課長、何か補足することがありますか。 ご意見の中には、負担が増えるのではないかなというようなものも結構あったりしましたが、これは調査をするのが目的ではなくて、その調査の結果に基づいて、次のアクションを起こすためにどうしてもやらなければいけないことだと思っています。 そのために忙しくなる部分は、他の部分、デジタル化、パソコンをしたり、押印廃止にするとか、そういう他の部分を減らしますので、その分、そういう必要な学力の状況を調べるというのは大事ですので、それをやって欲しいという思いであります。 1人1台端末を使わせることの数値をあげていきたいということではなくて、それを活用していかなければ、子どもたちの学びは深まっていけないという部分もあります。そういった部分で、ぜひ使うことによって、子ども達が自分たちの意思で、それを使う、使わないの判断もしっかり教えていくということをしていかなければいけないというふうに思っていますので、入り口から閉じてしまうようなご意見を少しいただいておるよう感じたものですから、その部分では減らしていただきたいという回答になっているところなんです。
香遠教育長 加藤委員	質疑等ありますか。 加藤委員 このパブリックコメントのご意見と、それから佐渡市の考えとして、対に

香遠教育長	なっていますが、これはどこかに公表されるのですか。
若林教育総務課長補佐	若林課長補佐
加藤委員	はい。これは新たな計画と一緒にホームページに掲載しております。
香遠教育長	これがそのまま載るということですね。
	関連して、この回答は期間としてはいつまでホームページに掲載されるのですか。
若林教育総務課長補佐	明文化したものはないですが、来年度、7年度いっぱいは見れるような形にしたいと考えております。
香遠教育長	1年間。他に質疑等ありますか。どうぞ。
加藤委員	はい。答えにくい質問もあったり、質問の意図が分かりにくい。特に私、4番の方の6。15ページの一番下ですが、学校には様々な立場の職員がいることはその費用対効果を考えるとということで、本当にいろいろな職種で佐渡市独自に、こころの教室相談員だとか、いろいろな人が行って独自にやっているものもたくさんあるし、介助員等の制度もある、かなり人数的には入っていますが、結局、質の問題のことをこの方は言いたいのだろうと思われませんが、費用対効果のもっと具体的な部分が分かるとまた動きやすいのになあと思いました。
	佐渡市として、いろいろな施策として、いろいろな人員配置をしているのはたくさんあるようで、SEAとかですが、やっているなと思うのですが、質といった時にどうかって部分、たぶんこの人は言いたいのかなと思ったりもしたのですが。どんなものですかね。
香遠教育長	渡邊課長
渡邊学校教育課長	おそらくですが、個別具体の人のことをあげてこのように、全体がそうだというような感じでおっしゃられているのではないかと推測しています。ただ、我々としては、いろいろな職種の方を学校に送り込んでおりまして、スクールサポートスタッフ、介助員、学習支援員、こういった方について送っているのですが、我々が勝手に、この学校については一律何人とかそういう形でやっているのではなくて、各学校長を通じてどの程度の支援が必要ですかとお伺いして、その人数をできるだけ人件費を確保して送っているというつもりでいますので必要ない方は送っていないつもりです。
	また、人事評価というのも実は始まっておりまして、会計年度任用職員の方についても年に2回、学校長、管理職の方から評価をいただいて、もし評価が悪ければ、継続はないというような形も考えて今、動いていますので、この部分については、全てがこのような形ではないというふうに考えています。
加藤委員	人事評価が必要だなとすごく感じることもあるので、そうやって動いててくれればね。はい。
岩崎委員	すみません。
香遠教育長	岩崎委員

岩崎委員	はい。この4番の方の5番のところですが、SDGsという言葉が入っていないということですが、私、学校現場で、先生方の方から、総合的な学習の時間で課題解決のことで、よく相談を受けるのが、このSDGsなんですよ。SDGsを課題にすると、いろいろな課題に取り組まなければならないくて、範囲が広すぎて、とてもじゃないですが手に負えないというので、相談を受けたことが2回くらいありますが、私は特に、そこまでこう掲げてというのは、教育のところでは必要ないのかなと個人的には考えますし、SDGsを国際理解という部分で、子どもたちにも先生にもそうですし、荷が重いのかなと感じます。以上です。
香遠教育長 渡邊学校教育課長	渡邊課長 あのSDGsも17の目標で細かくすると176だかになります。実はそれって、飢餓をなくそうとか、すごくふわっとしていて、学校現場と何がつながっているのだろうか、分かりにくい部分もあったりします。ただ、実はいろいろな事業がつながっていますというところを分かっていたらいいかなと思っていて。SDGsは1つのテクニックというか技術であって、それを書く必要があるのか。今、市報、佐渡市のプレスリリースについても、全てSDGsのマーク。これはこういうことに関係していますとか、ホームページのトップページに載せるとSDGsは、これとこれとこれに引っかかる。環境とか特にそういう継続、持続、継続した社会づくりみたいなのところに引っかかってくるかと思しますので、そういう考え方を学校の中で分かっていたら十分でありまして。それをあえてSDGsというのを、とくとくとなかなか難しくなって、取っつきにくくなるのだろうなと思っていますので、持続可能なというような目標を入れながら市は取り組んでいますので、それで十分ではないかなと思っています。
岩崎委員 香遠教育長 岩崎委員	いいですか。 どうぞ。 佐渡全体で見て、このSDGsが全項、佐渡の中で何を解決するかというのが、やっぱり難しいのですね。なので、それで良いと思います。よろしくお願いします。
香遠教育長 事務局 香遠教育長 香遠教育長	はい。ありがとうございました。以上で、報告事項6終わります。 次に、報告事項7「その他」ですが、事務局から報告事項ありますか。 ありません。 ないようですので、日程第17「報告事項」はこれで終了します。 日程第18「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、4月23日（水）に定例会を開催したい旨を説明する。】 以上で令和7年第3回佐渡市教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。 午後4時46分閉会